

平成22年度 液化石油ガス法に基づく立入検査結果

1. 平成22年度立入検査計画

四国支部並びに本省(中国四国産業保安監督部含む)所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関(以下、液化石油ガス販売事業者等)について、今年度は、14事業所(9社)を立入検査対象に選定。

2. 平成22年度立入検査の実施状況及び結果

①検査期間：平成22年4月～平成23年3月

②検査実施数：14事業所(9社)

*うち保安機関のみ9事業所

③結果の概要：立入検査の結果以下の事項に法令違反が認められたため、液化石油ガス販売事業者等の代表者に対し、中国四国産業保安監督部長名で改善指示を行った。なお、改善指示事項については、該当事業者から改善報告書の提出を求め、改善内容について問題のないことを確認した。

改善指示事項(内容一覧)	関係条項等	指摘件数
14条書面について、供給設備及び消費設備の所有関係、保安機関の所在地及び連絡方法が記載されていない事例が認められた。	法第14条第1項第6号、規則第13条第6号、第10号	1
14条書面について、実際に保安業務を実施している保安機関と異なる保安機関の名称等を誤記載している事例が認められた。	法第14条第1項第6号、規則第13条第10号	1
14条書面において、表紙の緊急時連絡先の番号に誤りがあるので、書面の内容を修正するとともに、一般消費者等に周知すること。	法第14条第1項第6号、規則第13条第10号	1
貯蔵施設内壁に棚が設置されており、棚に未使用高圧ホース等が放置されていた。	法第16条第2項、規則第16条第6号	1
供給開始時点検・調査及び定期供給設備点検における調整圧力の確認方法について、燃焼器を点火していない状態で機械式自記圧力計を用いて測定した圧力を調整圧力として点検調査票に記録していた。	法第16条の2第1項、規則第18条第20号ハ、例示基準30	1
容器交換時等供給設備点検について、一般消費者等においてマイコンメーターにBR(微少漏えい警告)が表示され、供給設備が技術基準に適合していない恐れがあるにも関わらず、未だ改善措置を講じていない。	法第16条の2第1項、規則第18条第10号	1
供給開始時点検・調査、定期供給設備点検及び定期消費設備調査における供給管及び配管の漏えい試験の実施方法について、管内圧力を5.5kPa以上に設定して漏えい試験を実施していた。	法第16条の2第1項、規則第18条第10号、規則第44条第1号へ、例示基準29	1
バルク貯槽について、表示されている緊急連絡先に、緊急時対応又は緊急時連絡を実施する事業所の電話番号でなく、別の事業所の電話番号が記載されていた。	法第16条の2第1項、規則第19条第3号ハ(10)	1

バルク貯槽について、基礎の高さが地盤面から5センチメートル以上ない。	法第16条の2第1項、規則第19条第3号ニ(1)	1
容器交換時等供給設備点検において、点検の結果、保安上問題があった場合(マイコンメータ異常表示(BR、A、B、AB)、火気距離、腐食防止措置、供給機器交換期限、転落転倒防止措置)、具体的な内容、対応措置が記録されていないケースが認められるので、改善措置等の対応を図るとともに、確実に記録すること。	法第16条の2第1項、法第81条第1項、規則第131条第1項 表五	1
法令違反が認められており、業務主任者による経済産業省令で定める職務が適切に行われていない。	法第20条第1項、第2項、規則第24条	1
定期供給設備点検及び定期消費設備調査のうち保安業務委託について、委託契約書に契約締結日が記入されていないほか、委託先代表者の記名押印がない。	法第28条	1
定期供給設備点検及び定期消費設備調査のうち契約締結している液化石油ガス保安業務受託契約書について、自社に係る代表者の記名押印がない。	法第28条	1
供給開始時点検・調査において、点検担当者によっては、漏えい試験、調整器の調整圧力、閉そく圧力、燃焼器の入口圧力の確認がされていないケースが認められるので、確実に確認すること。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表イ、規則第37条第1号 表イ	2
供給開始時点検・調査において、当該点検調査を実施すべき一部の一般消費者等について、供給管又は配管等の漏えい試験が実施されていない。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表イ、規則第37条第1号 表イ	1
定期供給設備点検において、埋設供給管(ポリエチレン管を除く。)の設置状況を把握していない。このため、実施すべき漏えい試験の管理ができていないので、埋設供給管(ポリエチレン管を除く。)のリストを作成すると共に、漏えい試験の実施状況を確認すること。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表イ	1
定期供給設備点検及び定期消費設備調査において、当該点検調査を実施すべき一部の一般消費者等について、法令で定める期限内に点検調査を実施していない。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表イ(4)、規則第37条第1号 表イ(2)	1
定期供給設備点検及び定期消費設備調査において、当該点検調査を実施すべき一部の一般消費者等について、供給管又は配管等の漏えい試験が実施されていない。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表イ、規則第37条第1号 表イ	1
定期供給設備点検において、当該点検を実施すべき一部の一般消費者等について、調整器の閉そく圧力が確認されていない。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表イ	1
定期供給設備点検及び定期消費設備調査のうち機械式自記圧力計を用いた供給管又は配管等の漏えい試験について、当該配管等の内容積が2.5L超(15A×12.2m)であるにも関わらず、試験圧力を10分間以上保持していない事例が認められた。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表イ(4)、規則第37条第1号 表イ(2)、例示基準29	1
定期供給設備点検及び定期消費設備調査において、当該点検調査を実施すべき一般消費者のうち埋設白管が設置されている箇所について、1年に1回以上実施すべき漏えい試験を実施していない。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表イ(2)、規則第37条第1号 表イ(1)	1

バルク供給設備(バルク容器)に係る定期供給設備点検について、2年毎点検及び4年毎点検の期限が超過しているため、期限内に点検を行うこと。	法第34条第1項、規則第36条第1項第1号 表口	1
供給開始時点検・調査における調整器及び燃焼器入口圧力の確認について、点検者によって保持時間が異なるため圧力が安定する前に調整圧力等を読み取って点検調査票に記録している事例や、チャート上における各圧力値の読み取り位置が異なるため点検調査票の調整圧力の項目に閉そく圧力を記入している事例等が一部認められる。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄1下欄3	1
供給開始時点検・調査のうちバルク供給に係る圧力の確認について、圧力測定器具として機械式自記圧力計を使用しているにも関わらず、点検調査票の点検方法の項目に「マンメータ」と誤記載している。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄1下欄3	1
容器交換時等供給設備点検において、点検担当者によっては、点検結果を記録していないケースが認められるので、確実に記録すること。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表二	1
容器交換時等供給設備点検のうち自社実施分について、実際に保安業務を実施した点検者と異なる者が点検票の点検者欄に記録されていた。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄2下欄2	1
容器交換時等供給設備点検のうち委託分について、点検者によっては点検票にバルブ等の損傷防止措置の結果を記録していない事例が認められた。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄2下欄3	1
容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検のうち委託分について、点検の結果、供給設備が技術上の基準に適合しないものであった場合に、販売事業者として講じた改善措置の内容が記録されていない。	法第81条第1項、規則第131条第1項 表上欄5下欄4	1
定期供給設備点検において、点検担当者によっては、漏えい試験、マイコンメータによる確認の記録漏れが認められるので、確実に記録すること。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表三	1
定期供給設備点検における圧力の確認について、圧力検知装置を用いる場合、点検調査票の圧力確認の項目「 <input type="checkbox"/> マイコンメータにより確認」の口内にチェックの記入漏れが認められる。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄3下欄3	1
定期供給設備点検において、高圧ホース及び調整器の交換期限が満了しているため、点検調査票に当該項目に係る点検結果を「否」として記録したにも関わらず、総合の点検結果を「良」として記録している事例が認められた。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄3下欄3	1
定期消費設備調査において、風呂釜の接続管にゴム管を使用しているにも関わらず、点検調査票に点検結果を「良」として記録している事例が認められた。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄4下欄3、規則第44条第1号ヲ	1
周知について、周知を行った年月日及び周知を行った者の氏名等の記録を作成・保存していない。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄5	1
緊急時連絡について、緊急時連絡を行った保安業務資格者の氏名が帳簿に記録されていない事例が認められた。	法第81条第1項、規則第131条第2項 表上欄7下欄2	1
合 計		35